

Title	独占資本主義段階における労働組合運動と労使関係, 社会主義運動と労働者政党 : 1890-1914年の時期のイギリス(その1)
Sub Title	British trade unions and industrial relations, the socialist movement and labour party in the stage of the monopoly capitalism : Britain in the period of 1890-1914 (I)
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.4 (1971. 4) ,p.144(8)- 160(24)
JaLC DOI	10.14991/001.19710401-0008
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19710401-0008

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

独占資本主義段階における労働組合運動 と労使関係、社会主義運動と労働者政党

—1890～1914年の時期のイギリス（その1）

飯 田 鼎

- (1) はしがき—労働党成立史へのアプローチ
- (2) ドック労働組合の組織
- (3) ドック・ストライキをめぐる新組合主義と旧組合主義
- (4) ガス工組合と一般組合運動（未完）

1

1900年、イギリス労働党の前身としての労働代表委員会（Labour Representation Committee）の成立を頂点とするおよそ20年間、すなわち、1883年から1914年までの時期は、労働運動と社会主義とが未だかつてみなかった規模で前進し、そしてこれらに支えられて労働者政党が誕生し、それら相互の間に、きわめて興味ある関係が形成された時代であった。労働者階級を中心とする社会民主主義政党の成立が、イギリスにおいては、どのような形で、労働組合運動と社会主義運動とを媒介し、結びつけていたか、この点を明らかにすることによって、前衛政党とそのイデオロギー、そして特定のイデオロギーはこれを一応排除しつつも、そのいちじるしい影響と浸透を受ける必然性をもつ労働組合との関係を理論的に整理し、1920年代から30年代にわが国にみられた諸関係を探求するための素材としたいと考える。

1880年代の初頭にはじまる社会民主連盟およびフェビアン協会の成立によるマルクス主義的、もしくは中産階級的なイデオロギー、そして新組合主義の勃興を中心とするいわゆる『社会主義の復活』から『産業上の大不安』の時期をへて第1次世界大戦の勃発に至る30年間は、第2インターナショナルの成立と崩壊という歴史的大事件を背景として、労働組合と労使関係、社会主義運動と労働者政党との関連という問題を中心に、独占資本および国家権力との対決を前にして、労働運動

注(1) カール・マルクスの死んだこの年、1883年ハインドマンに指導された「民主連盟」は、「明らかにされた社会主義（Socialism Made Plain）」を發表し、これまでの急進的団体からぬけ出て社会主義団体としての色彩を明らかにした。そしてこれと対抗的な団体、フェビアン協会もこの年に成立したので、1883年をひとつのエポック・メーカーな年としてとらえたのである。

独占資本主義段階における労働組合運動と労使関係、社会主義運動と労働者政党

内部に複雑な矛盾を醸し出しつつあった時期である。その場合、つぎのことが究明されるべき重要な論点として提示されなければならないであろう。(1)労働運動の主導権をめぐる各労働組合グループの競合関係、(2)労働組合にたいするイデオロギー的支配の状況、そしてそれと関連して労働組合のイデオロギー支配に対する態度、(3)労働党と労働組合との関係、具体的には労働党とTUCとの関係、(4)労働党におけるもろもろのイデオロギーの問題、(5)国際労働運動におけるイギリス労働運動の地位である。実にこれらの問題について、イギリスは、わが国の場とはまったく対照的な現象を呈することが重要である。以下これらの問題を中心に展開するのであるが、全体として、19世紀末から20世紀にかけての労働運動の方向を決定的に左右する勢力となり、運動を主導したのものとして、新組合運動の歴史的な意義が、労働党の成立という展望の下に明らかにされなければならない。その場合、新組合運動の担い手としての不熟練労働者の位置づけを行なうことが必要となろう。簡潔にいうならば、新組合運動の主流を形成した不熟練労働者は、相対的過剰人口から成っていたとすることができる。その意味では、炭坑夫や綿業労働者および鉄道従業員のような非クラフト部分の労働者としての不熟練労働者とは異なる、いわば半失業状態の労働者であり、後にみるように沖仲士や火夫のようなクラフト部門の労働者に近いという例外的な職種はあったにしても、全体として景気循環と季節性に規定される不完全就業の労働者であったことである。この意味で「不熟練」な労働者であるが、しかしそれは、さきにも述べた比較的強固な組織をもつ非クラフト部門の不熟練労働者とはむしろ対照的な地位に立つのであり、労働党の成立という問題からするならば、主流と反主流という対抗関係をはらむものといえよう。ここに労働党の成立をめぐるクラフト部門の労働組合と非クラフト部門の労働組合および一般組合に組織された新組合主義の運動の競合関係をみるのである。

2

1900年、イギリスにおける労働代表委員会の成立は、労働者階級運動の政治的独立の宣言である

注(2) この独占段階の労働組合運動を、わが国の大正期と比較することは、そもそも非常な無理をとまらう。第1に、独占段階といってもここでは第1次大戦前の状況であり、わが国の場合を比較するとすれば、第1次大戦後の時期になることが問題である。しかし、わが国がしばしばきわめて特殊なパターンとしてあげられるにもかかわらず、1920年を頂点とする日本の労働運動と社会主義運動、ナショナル・センターと労使関係の状況は、この時期のイギリスときわめて類似した点がみられるのである。

(3) 鈴木幹久氏は、基本的にはホップスボウムに依拠するところのきわめて示唆的な論文「イギリス労働組合運動史における『一般組合』の位置」（名城商学第15巻第4号、1966年3月）のなかでつぎのようにのべておられる。「われわれは、『不熟練』労働者という範疇を、不用意につかいつぎの傾向を、ふかく反省する必要がある、すくなくともこの時期——19世紀末から20世紀はじめの——については、あるいはこの時期ゆえに、あるであろう。たとえば、ほとんど同時代人で、かつ同国人としてのウェップ夫妻ですら——ウェップ夫妻だからということもいわれうるかもしれない——、さきにホップスボウムによって、そのルーズな把握を非難されたのだが、そしてそれは、善意に解釈すれば、同時代人ゆえのギャップということもかんがえられるだろうが、わたしは、ややおおげさにいって、歴史分析のむつかしさを痛感しないわけにはいかない」とのべておられる。筆者も同感である。新組合運動の理論的な分析の視角は、結局、独占段階における相対的過剰人口の問題に帰せられるのではなからうか。この点については、後段で論じられるであろう。

とともに、その「自由=労働」政策への訣別は、同時に、帝国主義段階に達したイギリス資本主義の圧力に対する労働運動および社会主義運動の連合統一戦線的意義を担うものであった。プリマウスにおいて開催された労働組合総評議会会議によって与えられた訓令にもとづき、TUCの議会委員会によって召集された労働者代表にかんする会議が、1900年2月27日、火曜日、ロンドンのメモリアル・ホールにおいて開かれた。連合王国の各労働組合、協同組合、独立労働党、社会民主連盟およびフェビアン協会などの各代表が招請に応じ、それぞれの団体を代表する委員が選出されたのである。⁽⁴⁾ 議事は、①会議の目的、②下院における労働者議員、③委員会の構成、④選挙における委員会の義務、⑤委員会の責任、⑥財政的責任、⑦TUCへの報告、⑧会議召集のための議事規定、の8項目から成っていたが、活潑な討論が展開され、決議がなされた。そしてこの討論の過程と決議のなかに、統一的な労働者政党結成のための苦悶をうかがうことができるのである。労働代表委員会(Labour Representation Committee……以下LRCと略称)は、加盟組合員総数353,070名をもつ41組合と7つの労働組合評議会および加入者総数23,861人といわれる社会主義団体から成っていた。従ってこの運動を支えたものとしての労働組合とその連合組織としての労働組合評議会(trades council)および社会主義団体(ILP, SDFおよびFabian Society)相互の間に、密接な関係が存在したことは明らかである。このような19世紀末から20世紀初頭にかけての労働運動に画期的転換をもたらしたのは、新組合運動であり、その役割についてまずふれておく必要がある。

新組合運動は、一般組合の運動であったが、この一般組合には、つぎのようないくつかの特徴がみられた。(a)職業別組合と異なり、熟練または職業にかかわりなく、あらゆる職種の労働者を組織したこと、(b)クラフト・ユニオンと異なって、共済手当を重視せず、主としてストライキを闘争の手段としたこと、(c)社会主義的イデオロギーをうけいれる基礎をもっていたことである。⁽⁵⁾ この時期の一般組合のうち、代表的なものは、「ドック、波止場、河岸および一般組合」(The Dock, Wharf, Riverside and General Workers' Union)およびガス工および一般組合(National Union of Gasworkers and General Labourers)の2つであり、新組合運動の中核的地位をしめたこれらの組合の組織、政策が、社会主義的イデオロギーとどのような関連をもったかを分析することが重要な問題となる。この一般組合は、1880年以後、永久的に強固な基礎を確立したのであるが、これらの組合は、1889年~92年のいちじるしい昂揚の局面、つぎに資本の攻勢の激化にともなう一般的な停滞としての1892年~1910年、そして最後に、1911年以後の飛躍的な前進を経験する。一般組合の原則は、全国のすべての男子不熟練労働者、婦人あるいは少年労働者を、ひとつの巨大な組織に加入させて、それによって大きなclosed shop制をつくり出すことであつた。⁽⁶⁾ 従って運動の指導者た

注(4) Report of the Conference of the Labour Representation Committee, Memorial Hall, on Tuesday, the 27th February, 1900, p. 8.

(5) E. J. Hobsbawm, Labouring Men, Studies in the History of Labour, 1964, London, p. 179. ホブスボーム著、鈴木幹久、永井義雄訳「イギリス労働史研究」1968年、ミネルヴァ書房、163頁。

(6) Ibid., p. 181. 前掲邦訳、165-166頁。

ちは、労働組合運動をひろめることよりも、ストライキ破りに対する防壁を強化する傾向があつた。⁽⁷⁾ 一般組合の先駆として最大のものとしては、ガス労働組合であつて、職種、雇用場所などを中心として支部が結成されていたが、⁽⁸⁾ さまざまな一般組合は、1892年と1911年の間、無差別に加入してきた労働者よりも、むしろ一定の産業および大工場の労働者により多く依存したのであり、ロンドン以外の組合支部のほぼ半数が、「大会社」に雇用されたのである。⁽⁹⁾ ガス工組合のような巨大な一般組合が、大工場を基盤としてこれに依存する傾向を強くもつたということは、一般組合の変化に大きな変化をもたらすこととなった。まず第1に、ストライキにたいする政策の変更、第2に個数賃金の一般化、そして第3に生産制限の廃止を支持することになったことを意味する。かくして一般組合は、段階的に、つぎのような3つの戦術を区別することができる。(I) 1889~92年の古い様式の一般組合運動、(II) 1892年~1910年の慎重な、制限されたそして保守的・セクト的な組合運動、(III) 1911~20年の拡大のなかからおこってきた革命的な合同要求、すなわち産業別組合運動である。⁽¹⁰⁾

ここでの問題関心からして、この3つの時期において、労働組合運動と労使関係および社会主義運動と労働者政党との関係に、明らかに問題とすべき大きな特色があらわれていることが注目される。まず、1889年のドック・ストライキにおいて頂点に達した新組合運動は、「自由=労働」政策の上に立っていた旧組合主義運動に歓迎されず、明らかに緊張関係をはらんでいた。しかしながら不熟練労働者の組合としての新組合運動は、1880年代にはじまるというよりは、すでにはるか以前に、綿業労働者および炭坑労働者のなかに見出されたのであつた。かつては、職工組合(operative union)として、熟練工組合(craft union)に対照的であつた綿業労働者や炭坑労働組合も、1880年代に至ってold unionsと同一視されるような政策をとり、新組合運動の担い手とはなりえなくなつたのである。⁽¹¹⁾ 新組合運動に推進的役割を果たしたドック労働者、ガス労働者およびマッチ女工などは、

注(7) Ibid., p. 184. 前掲書、169頁。

(8) Ibid., p. 185. 前掲書、170頁。

(9) Ibid., p. 188. 前掲書、173頁。

(10) Ibid., p. 191. 前掲書、176頁。

(11) すでに指摘したように、不熟練労働者のカテゴリーを規定することはむずかしい問題をはらんでいる。極端にいえば、機械工、印刷工、建築工などの熟練職種のcraftsmanを除くすべての労働者は、不熟練労働者であるということもできる。歴史的に考察するならば、産業革命期、すなわち1830年代前後までのイギリスでは、労働力構造は、いわゆる「労働貧民」(Labouring poor)という広はんな階層が存在していた。一方における綿工業を中心とする機械制大工業の出現と他方こうした近代工業技術の影響を被ることなく存在しつづけた手工業(handicraft)の並存状態のなかで、前者は、不断に労働市場に溢れ出る貧民労働力を陶冶し、これを近代的な労働者階級に再編成する過程——最初は貧民の子弟(pauper children)を工場に導入し、つぎには農業および手織業などをはじめとする諸産業部門から吸収して基幹労働力に充当した綿業労働者の子弟(free children)を中核とする——をへるのであるが、後者は、中世的なクラフト・ギルドの労働力掌握および技術伝承の方式をうけつぎ、craft unionの労働力統制の方法として、労働組合運動のなかに長く生きつづけたのであつた。ところが前者の場合は、たえ間ない技術変革と企業の大規模のなかで、各部門の熟練は分解し、つづけ紡績工や機械織工のように、craft unionとしてclosed shopをつくりあげた職種もあつたが、大体において不熟練職種として存在し、その労働者はoperativeおよびlabourerとよばれるようになり、craftsmanの組合に対して、その下で補助的なあるいは準備的の仕事につく労働者の組合が結成され、熟練親方職工の組合としてのcraft unionにたいして、operative unionが、綿業や建築業に結成されたのである。炭坑労働者や鉄道従業員のみならず、正規の徒弟期間を

まず何れも労働市場の点からみて、一般組合員として組織されるべき必然性を有していた。すなわち、労働力供給の面からすれば、その労働力供給ないし補充 (recruitment) は、もっぱら相対的過剰人口に依存していたといっても過言ではない。工業労働者としての経験をもたない一般的不熟練労働力であって、主として、一般労働者 (operatives) と熟練労働者の中間的存在である。つぎにこれとならんで、不熟練労働者 (less skilled operatives) が存在し、これは、新しい機械を運転する労働者もしくは熟練を必要としない準備的な過程の労働につく者であり、さらにながりの経験を有しているため、ストライキ破りに利用されることも少なくない。従って彼らの中に、たとえば、ウェールズのブリキ職業にみられる保存過程の労働者 (maintenance worker) や、ウェスト・ライディングの染色工および梳毛工あるいは炭坑の機械工 (colliery enginemen) が含まれたのである。そして第3に、運輸労働者および自治体の労働者にみられるように、従来の労働組合の枠の内には見出しえないところの労働力である。従って、新組合運動の担い手としてのドック労働者あるいはガス工も、本来固定的にこれに従事していたのではなく、ひとたび不況が到来するや、熟練・半熟練あるいは不熟練労働者のあらゆる相対的過剰人口が、これらの職種に殺到したのであった。⁽¹²⁾

クラフト・ユニオンにみられる基本的な政策、相互保険、団体交渉を中心とする労働市場統轄の

へないで就労するという点から operative あるいは labourer として、不熟練労働者として総称されたのである。新組合運動がおこるまでの70年代までは、craft unionism にたいして、この operative union がまさしく new union であった。しかし1880年代、まさしく独占資本主義段階の到来と相対的過剰人口の慢性化傾向のなかではじめられた新組合運動は、以上の operative union をも old union とするところのまさに新しい運動であり、その new unionism たる所以は、第1にその主体が実に相対的過剰人口=潜在的・流動的・停滞的過剰人口から供給され、第2に全くといってよい程に組織されなかった人々の運動であり、従って第3に、組織化と同時に、8時間労働制と最低賃金の法的規制および最低限度の仕事の保障の要求をもっていたこと、そして最後に、そのイデオロギーはマルクス主義によって、深く浸透されていたことである。尤もその深遠の度合には容易にはかりがたい面がある。

注(12) 新組合運動の担い手となった労働者層の存在形態は、それが、マッチ女工、波止場人夫あるいはガス労働者というように多様であったが、王立委員会におけるパーミンガムの大工、ベンリー・アレンの証言は、まことに興味深いものがある。

「そうです、わたくしは、労働者階級を3つの階級にわけます。まず第1に、よい教育をうけたしかも熟練職工 (skilled artisans) である人々です。これらの人々は、非常に稀な場合のほかは、その生涯の終りも、どんな形でも援助を必要としません。というのは、通常、共済組合で準備していますし、またわずかばかり貯えがあってやっていけるからです……。それでは、つぎの分類はどうなのですか？—この階級の人々は、非常に正直であり、よい暮らしをしたいと熱望しておりますが、しかし、教育の不足、あるいはおそらくは道徳的な力や勇気が足りないために……。その生涯の終りまで、それほどうまく自分自身の地位を確保していくことはできないだろうと思う……。

ではつぎに、あなたは第3の階級の人々をどのように規定しようというのですか？—そうです。彼らこそ街角の産物で、わたくしが浮浪人 (loafer) と呼ぶ人々です。彼らは、若い頃に両親の監督下にあったことはない人々です……彼らは、職業についたことはありませんし、滅多に学校へ行ったこともありません。そこでやがて、街角に立つような若者に成長すると、臨時の仕事のみをつけるのです。」 (Henry Allen, carpenter, formerly jeweller, from Birmingham: President of the Ebenezer Sick Society, Secretary of the Working Jewellers' Trade Society, Birmingham City Councillor, gives evidence on poverty, expressing the attitude of mid-Victorian individualism towards the poorer classes. Royal Commission on the Aged Poor, 1895, Evidence, 16, 545-9. E. J. Hobsbawm, Labour's Turning Point, 1880-1900, London, 1948, p. 3).

この第3の階級こそ、まさしく新組合運動の担い手となった人々と考えてよいであろう。なお、これについては、Phelps Brown, The Growth of British Industrial Relations, A Study from the Standpoint of 1906-14, London, 1959, pp. 148-150 をみよ。

方法に比肩しうる有効な手段をもちえなかった一般組合は、8時間労働制と最低賃金の要求を闘争目標として掲げる以外に、団結を強化する方法を見出しえなかった。新組合運動が社会主義運動と結びつくのは、実にこの2つの闘争によってであり、その意味で、マルクス主義を宣伝する社会民主連盟 (Social Democratic Federation...以下SDFと略称) の新組合運動において果たした役割はまことに画期的なものがあつたのである。イギリスにおける社会主義運動において、SDFの歴史ほど、この国におけるマルクス主義の運命を象徴しているものはないであろう。初期のイギリス社会主義および労働運動に、ロバート・オーエンの名が結びつけられるように、H・M・ハインドマンの名は、1880年代から90年代にかけての社会主義運動と離れがたく結びついている。しかしこの点についてはのちにふれるとして、新組合運動が社会主義運動としてのSDFとの関連という点でその頂点を見出すのは、1889年のドック・ストライキである。波止場労働者は、「1889年以前には、充分にあるいは恒久的に組織されることがまったくなく、はしけ船頭のような、一定の特殊な職人はあるが、港湾における労働組合組織は、一般に発展するのがおそかった。⁽¹³⁾ 何故その組織化がおくれたかといえば、まず第1に港湾は、境界の流動的なあまり明確な形をもたない産業であり、その労働は、①船の積み荷のつみおろし、②水路による (はしけ船、あるいは荷船による) 貨物の輸送、③埠頭わきにおける (トラック・トロリーおよびその他の機械設備による) 貨物の輸送、④埠頭から鉄道、倉庫およびその他のところへの (鉄道、また19世紀末には馬車による) 貨物の輸送から成っているというように、その職種がきわめて多岐にわたっていたことがあげられよう。⁽¹⁴⁾ しかも、こうした業務に従事していた労働者のほかに、港湾諸施設や諸機械の維持、貨物の照合や送り出しなどのホワイト・カラー的業務にたずさわる事務的労働者と、これとならんで、少数ではあるが、水先案内人、曳船船乗組員、転轍手をはじめとして、監督者、守衛などの経営の補助的役割を果たす職務もあり、従って、第2に、組合の組織化の場合に、有力な中核をもちえないことによつていた。しかし、たんに職種が複雑にわかれていただけでなく、各港湾によって職種の区分、雇用形態および賃金、労働条件などがまったくばらばらであり、⁽¹⁵⁾ そのために、職種別に横断的整理を行なうことに困難をとめない、

注(13) Hobsbawm, *ibid.*, *Labouring Men*, p. 204. 邦訳185頁。ホブスボウムは、ここで、「おおざっぱに言えば、それは、1889年と1914年との間に出現した。1889年以前は、港湾労働者は、じゅうぶんにあるいは恒久的に組織されることがまったくなかった」とのべている。しかし部分的にはすでに、Derbyにおいて、1872年2月、Labour Protection Associationsとして、またロンドンにおいては、1871年にLabour Protection Leagueとして組織の誕生をみたという事実には注目しておく必要がある。 (John Lovell, *Stevedores and Dockers, A Study of Trade Unionism in the Port of London, 1871-1914*, London, 1969, pp. 60ff.)

(14) Hobsbawm, *ibid.*, p. 205. 邦訳186頁。

(15) ホブスボウムが掲げている統計によれば、ややおろけて1914年の段階ではあるが、イギリス各地の港湾労働者の賃金がどれほど不統一なものであるかがわかる。おそらくこれは協約最低賃金が4s (Daily wage) とされているのではなかろうか。Shaw Enquiry, Appendix 130とあるのみで、不詳である。

London (5s. 3d.~7s. 6d.), Southampton (5s. 5d.), Plymouth (7s. or 4s. 10d.), Bristol (7s.), Avonmouth (5s. 6½d.), Gloucester (7s.), Cardiff (5s. 6d. or 6s. 6d.), Swansea (7s.), Port Talbot (8s.), Liverpool (4s. 6d. and 5s.), Manchester (5s.), Garston (4s.), Preston (4s. 9d.), Barrow in Furness (5s. 7½d.), Glasgow (5s. or 6s. 8d.), Ardrossan (6s. 4d.), Greenock (6s. 8d.), Aberdeen (5s. 10d.), Dundee (6s. 3d.), Grangemouth (6s. 8d.), Leith (5s. 10d.), Tyne (railway, 5s. 1½d.), W. Harthepool (7s. 1d.), Middlesborough (5s. and 8s.), Hull (5s. 7½d.), Goole (6s. 6d.)

労働移動と季節的性格とが相まって、組織化が妨げられたのであった。しかしそのことはまた同時に、港湾労働者が、一般組合をつくり出す原因ともなったのである。

いま、ロンドン港を中心として、労働力構造を考察するならば、波止場労働は、船内労働者 (worker on the ship) と海岸労働者 (worker on the shore) にわかれており、一般に船内労働者の方が海岸労働者よりも賃金が高く、それは全体としての波止場労働者のなかでも高い地位をしめていた。⁽¹⁶⁾ それは、19世紀全体を通じて、船員と船内労働者との間には交流があったことから明らかである。船内労働者の仕事の単位は、船口によってきめられ、労働者はいくつかの集団にわけられ、各集団は、保持係 (hold men) と甲板係とにわけられる。動力による巻き揚げ機の導入は、熟練を必要とするとともに、危険もまた多く、その結果、主として甲板にあって、これを運転する winch-driver としての deckmen の地位をたかめ、これは同時に船内作業と海岸作業との間の格差を拡げることとなった。不熟練労働としての波止場労働のなかで、甲板にあって貨物を積みおろしする労働者ももっとも経験と熟練を要する仕事であったといわれる。⁽¹⁷⁾ これと対照的に、海岸労働は当然、2つの領域にわかれていた。波止場労働と倉庫労働であって、波止場労働者 (quay labourer) は、貨物船 (cargo vessels) から貨物をおろしたり、あるいはこれを積み込む業務に従事し、倉庫労働者は、他の一般の港湾労働者からは孤立して、貨物の販売のための準備的な業務にたずさわるところのものであった。従って海岸労働のなかで重要な地位をしめたものは波止場労働であって、「ひろく一般的にいえば、それは、より安全な、より軽い、熟練度の低いそしてよりはげしくない労働であった。」⁽¹⁸⁾

以上のような一般的な規定の上に立って、ロンドン港における雇用構造を考察するならば、どのようなことがいえるであろうか。ロンドン港における雇用構造の特殊性は、ドック会社が労働者の雇用にあたって特殊な地位をしめていたことである。すなわち、リヴァプール港やニューヨーク港においては、労働者は通常、船主や商人のために活動する請負人か、あるいは船主や商人が直接雇用する場合が一般的であった。ところが、ロンドンにおいては、London, St. Katherine, East and West India (のちの the Victoria, Albert および Tilbury) の各ドックにおける荷揚げ作業は、最初から会社側の直接的な支配の下にあり、残りの2つの会社、Surrey and Millwall docks においても、ある種の仕事についてはこれを請負業者にまかせるということがなされたわけではなかったが、穀物部門の労働力については、これを会社の直接的な雇用の下においたのである。ロンドン港においては、1890年代までは、船に貨物を積み込む作業は、ドック会社の管理の権限の外にあり、この仕事は重大な責任を伴うところから、船主のために働く親方沖仲士 (master stevedores) といわれる請負業者が労働者を雇したのであった。すなわち、一般に港湾労働者は会社の雇用する船内労働者

注(16) Lovell, *ibid.*, p. 37.

(17) Lovell, *ibid.*, p. 40.

(18) *Ibid.*, p. 42.

と会社の雇用の範囲外にある労働者とにわかれており、前者は、ドック労働者 (dock labourer) という一般的名称の下に、埠頭労働者 (quay workers) として集団的にとらえられ、後者は沖仲士と呼ばれたのである。⁽¹⁹⁾ 沖仲士は、それゆえ、港湾労働者のなかでも労働貴族的な階層としての地位をしめたのであったが、しかし、沖仲士をもって単純に荷積み作業における専門的労働者とするのは正しくない。それは地方によって異なり、熟練した沖仲士と一般の沖仲士に分れるという性格をもっており、たとえば、リヴァプールには、船荷を積み込む活動に制限した少数の高級熟練の専門労働者の一群がいた。もちろん、このような労働者は、1870年頃まではロンドンにも存在し、身分および賃金において一般の沖仲士との間に格差をもっていたのだが、やがてその独自性を失い、一般の沖仲士のなかにうすめられ、結局は、ユニークなまた特権的な地位を保てなくなったのである。⁽²⁰⁾ だがそれにもかかわらず、この沖仲士の職種としての特殊性は、比較的早い時期にクラフトとしての伝統形成がなされていたことであって、合同沖仲士組合 (Amalgamated Stevedores' Society) は、職能別組合にやや類似した性格をもっていた。⁽²¹⁾ そして親方沖仲士の圧迫があった場合にはこれに抵抗し、1889年のドック・ストライキには、ドック労働者の支援に立ち上るのである。1889年のストライキにみられた沖仲士とドック労働者との共同闘争に対しては、船舶所有者や仲介業者や海運業関係の経営者および資本家の、河岸一帯の職業に存在する労働組合を粉碎し、又ストライキ破りを導入しようとする企てとして雇主連盟が結成されたほどであったが、⁽²²⁾ 逆にこれが、両者の結束を固めたのであった。この協同体制は、沖仲士によってはじめられたにもかかわらず、それは、かなりの賃金を定期的にうけている職長などの常用工 (permanency job workers) の反対にあって成功することができなかつたのである。⁽²³⁾

沖仲士が、不熟練労働者のなかにあっても、特権的な地位を保ちえたのは、ひとつには、明確な水域的クラフトとして伝統を形成することができたことによっていたが、何よりも、その雇用主が

注(19) トーマス・マッカーズ、(Thomas McCarthy) の証言によれば、Dock, Wharf, Riverside and General Labourers' Union には、25,000人もしくは26,000人の組合員が加入し、港湾労働は、船から荷揚げする者と、船荷を積み込む者とにわかれる。前者は、ドック労働者 (dock labourers)、後者は沖仲士と呼ばれたのである。そしてこの前者こそ45,000人の労働者が、仕事を求めて殺到する職種であり、unskilled labour であった (Royal Commission on Labour, Digest of the Evidence taken before Group B. of the Royal Commission on Labour, Vol. I. Docks, Wharves, and Shipping, London, 1892, p. 9, (337-48)).

(20) Lovell, *ibid.*, pp. 44-45.

(21) ジェイムズ・ドノヴァン (James Donovan) は、合同沖仲士組合 (Amalgamated Stevedores' Society) について、つぎのような証言をしている。すなわち、まず、ASSは、5,000人の組合員から成り (3199-201)、その職業につくためには、かなりの熟練と訓練が (skill and training) 必要とされ (3205)、一人前の立派な沖仲士になるためには (for a "knowledgeable" man to become a good stevedore) 5年ないし6年の修練の期間を必要としたという (3205)。そうした場合、賃金は時間給で、8ペンス、時間外労働は1シリング、普通、労働時間は9時間であった (3211-7)、また一般労働者 (labourer) は、3つの種類にわかれ、それぞれ週24シリング、18シリングおよび12シリングであった。これをみると沖仲士が、craftsman に近い存在であったことがわかる (R. C. on Labour, 1892, *ibid.*, p. 14)。

(22) R. C. on Labour, p. 15 and p. 17.

(23) *Ibid.*, p. 24.

(24) *Ibid.*, p. 15.

いわゆるドック会社ではなく、その領域での専門家として、船仕事こそが彼らのレーゾン・デートル (raison d'être) であるところの親方沖仲士であったことによっていた。彼らは、船舶労働者 (shipworkers) だけを雇用し、その他の労働者を雇用しなかったことが特徴的である。従って、少数の請負人によって雇われていた労働者が、大会社によって雇われた労働者よりも強い交渉力をもっていたことは当然であり、このような状勢のなかで、沖仲士労働は膨大な仕事量のほんの少部分をしめるにすぎず、特殊な職業グループとしての沖仲士の結集力は、雇用面での小規模なそして特殊な性格と密接に結びついていたのである。⁽²⁵⁾ だが、沖仲士と別に一般のドック労働者とならんで、短距離就航船労働者 (short-sea shipworkers) が、前二者とは明確に区別される存在として大洋航海船労働者 (ocean shipworkers) と対照的な地位をしめていたのである。それでは大洋航海船労働者と短距離就航船労働者は、どのような差異をもっていたのであろうか。一般に後者は前者に比較して、熟練の面で劣るものとされていたのであったが、19世紀末になると、それは大洋航海船のように危険で且つ忍耐力を要するものとなり、両者の格差は次第にうすめられていったのである。しかしそれにもかかわらず、船作業を行なう場所的な条件の差異のために、賃金格差が見られ、ドックで働く船舶労働者は、河岸および埠頭で働く船舶労働者より、一段と低い賃金を支払われたのであった。⁽²⁶⁾ このような格差は、沖仲士と短距離就航船労働者の間にも存在していた。

すでに以上の論述からも明らかのように、水上労働者は、船舶、波止場および倉庫労働者にわけられるが、そのうち、船舶労働者は、ロンドン港においては、(a) ドック会社雇用の労働者、(b) 沖仲士、(c) 短距離就航船労働者に大別されたのである。要するに、かの歴史的に有名な大ドック・ストライキは、このうちのドック会社雇用の不熟練労働者としてのドック労働者の最低賃金・最低仕事量の保障のための闘争としておこり、いわゆる新組合運動の絶頂を成したのである。⁽²⁷⁾

3

新組合運動は、1889年の昂まりを絶頂として、1892年で、未曾有の昂揚を記録した。1889年8月、サウス・インドア・ドックの労働者は、1時間5ペンス以上の賃金と割増金を要求してストライキに入ったが、たえず襲う失業の不安、苛酷な労働条件とりわけ飢餓賃金⁽²⁸⁾に耐えきれず、自

注(25) Lovell, *ibid.*, p. 46.

(26) R. C. on Labour, p. 23.

(27) 1889年の歴史的なドック・ストライキが、賃金の引き上げ(協約による最低賃金の保障)および最低4時間の仕事量の保障。そして8時間労働制を要求した点については、R. C. on Labour, p. 16をみよ。また、この問題についてあつかった研究として、前川嘉一「イギリス労働組合主義の発展、新組合主義を中心にして」1965年、ミネルヴァ書房をもみよ。

(28) ドック労働者の生活条件のきびしさについて、ドック労働者の闘争にかんするドキュメンタリーな記録を残したナッシュとスミスは、つぎのように描いている。

「大体、彼らが仕事に出かけてくる時の身なりが、彼らに仕事をできないようにしています。これらの貧しい人たちは、みじめな服装をしており、ほとんど靴をはいておりませんので、もっとも悲惨な状態にあるわけです。従って彼らは

然発生的に勃発したこのストライキは、最初は、有力な指導者がいなかったことはもちろん、彼らがどの組合に加入すべきかも知らなかったし、いわんや彼らを支援すべき組織ももたなかった。⁽²⁹⁾ だが争議は荷上人夫やはしけ労働者から全港湾労働者に拡がり、当時、製茶労働者および労働者組合 (Tea-workers and General Labourers' Union) を組織するのに努力しつつあったベン・ティレット (Ben Tillet) は、この動きに注目し、ジョン・パーンズとトム・マンに援助を求め、その結果、労働者たちはやがて、8時間労働制、一定量の仕事の保証、1時間6ペンスの最低賃金、超過時間にたいしては1時間8ペンスおよび下請制の廃止を要求し、ストライキ委員会が結成されるに至った。⁽³⁰⁾ ストライキはテムズ河北部の全ドックに波及し、3日間に、10,000人の労働者が仕事を抛棄した。⁽³¹⁾ 卓越した指導者の有効な戦術、全ドック労働者の結束、そして国の内外にたかまる同情と支援の運動⁽³²⁾によって、また他方、新聞社、牧師、株主、船舶所有者および商人などの、この争議によって不利益を被った階層からの圧迫により、カーディナル・マンニング (Cardinal Manning) およびシドニー・バックストン (Sydney Baxton) の調停によって、ドック会社は、労働者の全要求をいれ、輝かしい勝利をおさめることができたのであって、それは当時のイギリスの社会に深刻な衝撃をあたえたのである。⁽³³⁾ だがドック・ストライキによって象徴されるこの新組合運動は、イギリス労働組合運動全体のなかでどのような地位をしめていたのであろうか。熟練労働者を中心とするTUCの運動およびその他の不熟練労働者の運動とどのような関係に立っていたのであろうか。この点を明らか

走ることができません。彼らはいている靴では、とてもそんなことはできないでしょう……。またおそらく前の日から、胃のなかに一片の食物もいれないで……やってくる人々もいます。彼らは1時間働いて5ペンスを手にいれます。空腹なので、働きつづけることができないのです。彼らは食物を手にいれるために——24時間たつてはじめての食物にありつくために——5ペンスをうけとるのです。多くの人たちは、波止場労働者たちが、午後4時すぎになると働こうとしないことを訴えます……。だがもしあなた方がほんとうにそのことを考えるならば、それはもっともなことであることがわかります。これらの貧しい人々は、そのポケットに1文ももたずに働きにくるのですから、1日中、食べる物とは何ももっていないわけです。彼らのうちのある者は、1ペニーをもって、魚のフライを買おうでしょう。だが、午後4時までには、彼らの体力は、まったく消耗しつくされてしまうのです……」(H. L. Smith and Nash, *The Story of the Dockers' Strike*, 1889, p. 47.)

注(29) Sidney and Beatrice Webb, *History*, p. 403.

(30) Tom Mann, *Tom Memoirs*, 1923, London, pp. 83-84.

(31) やはり、ズミスとナッシュは、つぎのようにのべている。

「群衆は、その眼を通じて云われていることを会得した。ジャック (John Burns のこと……筆者) は勝ち誇れるように見え、一方ベン (Ben Tillet のこと……筆者) は、きびしい面持ちで折り曲げた腕を手すりにもたせながら、コルシカ生まれの伍長 (ナポレオン一世のあだ名……筆者) のようなところがあった。パーンズはつぎのように云った。『諸君！ここにオーストラリアからおくられた1,000ポンドの資金がある。わたしは、いま、諸君に、われわれがどのようにして立ち上るかを話すことにしよう……』ジャックの気圧計は地平線の下に、どんな雲が集まっているかにおかまいなく、つねに高く上っていた。『諸君！ベルトをぐっとしめろ、そして絶対に屈服するな。そして諸君が勇ましく行動するならば、われわれは勝利をしめるだろう……』(Smith and Nash, *ibid.*, p. 79.)

(32) H. Pelling, *The Origins of the Labour Party, 1880-1900*, 1954, p. 45.

(33) ベアトリーズ・ウェップは、このストライキによってうけた衝撃について、つぎのように記している。

「この最後の週の間、非常に熱心にこのストライキについて新聞で読んだが、わたしは、この困難な事態からの抜け道を示唆することができないために、まったく憂うつになっていた。わたしは、自分の少しばかりの知識が、あまり役に立たないということ——大衆の偉大な本能的な運動の方が、おそらくは、科学的な(あるいは似而非科学的な?) 傍観者の注意深く推理された判断よりも、結果的には効果的であることを意識して落胆してしまった……」(Beatrice Webb, *My Apprenticeship*, 1950, p. 338.)

にすることによって、はじめて新組合主義の意義を明らかにしようと思う。新組合運動は一般組合という名称の下に、あらゆる職種の労働をひとつの巨大な組織につくりあげたという点でまことに画期的なものがあつた。

新組合主義の意義を労働組合運動の法則性のなかで把握しようとしたシドニー・ウェップの言葉は、今もなお、われわれに多くの示唆をあたえずにはおかない。やや長くなるが引用してみよう。

「もしわれわれが、『新組合運動』のより熱狂的な何人かの使徒を信ずるとすれば、共済手当にわずらわされることのない不熟練労働者の攻撃的な職業団体というものは、労働組織の上で、いまだかつてないはじめてのことであつたと想像するであらう。しかしながら、ここまで深くわれわれの労働組合運動史を読んできた者ならば、このような幻想を抱くことよりも、それ自体、労働組合運動の復活の古い特徴を知るであらう。純粋な職業団体は、労働組合運動それ自体と同じくらい古い。その運動の全歴史を通じて、われわれは、2つの型の団体が共存しているのを見る。労働組合運動の歴史におけるとりわけ危機の時期には、これらのタイプのいずれかが主導権を握り、この特定の『新組合運動』となつていっているのがわかるのである。……組織の2つの型の間での交替の明らかなリズムというものは、ひとつのものを、ただ何でも捨ててしまうのではなく、労働組合運動の歴史におけるある危機に際会して、あらゆる特殊の職業もしくは階級の賃金労働者に属する組合が、偶然にも目立ったということによるのであつた……」(但し傍点引用者)。(34)

1830年代のオーエンの時代における不安定ではあるが戦闘的な組合運動——それはまさしく general union であり、且つ 'one big union' であつた——にたいして、50年代の熟練労働者を中心とする「新型組合」は、たしかに New Model であつたが、それはやがて New Unionism の勃興によって Old Unionism と呼ばれるようになる。労働組合運動におけるこのような新旧の交替は、一時期一方の型が他方を完全に圧倒するかにみえるのであるが、そうではなく並存的なものであつたことが強調されているのが、まことに印象的である。ただ1850年から70年代に至る熟練労働者の組合が支配的であつた時期における労働組合運動と、不熟練労働者を主力とする新組合運動の勃興期である1880年代とでは、労使関係や政治闘争の形態をはじめとする労働組合の政策にもある根本的な変化があらわれたのであつた。労働組合の3つの基本的な政策である相互保険、団体交渉および法律制定のうち、8時間労働制や最低賃金制の制定を目標とする運動、——それはやがて一産業から、全産業にたいする国家的規制として実現されるのであるが——が中心となり、その上で、団体交渉の方式がとられるのである。その場合、この不熟練労働者の闘争が、一般組合および産業別組合を志向するものとなつたことは当然である。そこで、1889年ドック・ストライキ以後の不熟練労働者の運動を、そのような組織的發展の問題として把握し考察することにしよう。

職能別組合に組織される熟練労働者、いわゆるクラフト・メンは、機械産業や煉瓦積み工に典型

注(34) Webb, *ibid.*, History, pp. 415-416.

的にみられるように、もともと、一般労働者 (general labourer) あるいは補助労働者 (holper) なる不熟練労働者を雇用していた。19世紀末期、独占資本主義の到来にともなう機械化の進展とともに、熟練労働力の分解が進み多くの不熟練職種、ないし半熟練 (semi-skilled) の職種を生み出すこととなり、その傾向はとくに機械産業などにいちじるしい現象となつた。やがてこれらの労働者のなかから、新組合運動を推進する卓越した指導者が輩出することとなつた⁽³⁵⁾、機械産業や印刷業、建築業あるいは造船業のように厳重な徒弟制度を根幹とする労働力統轄のなかで、ある一定の地位をあたえられていた不熟練労働者ないし半熟練労働者とは別に、製鉄、綿業および石炭業などの生産労働者 (production workers) あるいは、特権的な蒸気機関士を除く鉄道従業員などのサービス労働者は、非クラフト産業に働いていたために、不熟練労働者とみなされたのであつて、とくにこうした非クラフト産業は、下請制 (sub-contracting system) によってその労働力を組織したのであつた。従つて1880年から1914年までのイギリス労働組合の構造は、①伝統的なクラフト・ユニオン、②ドック労働者やガス工およびマッチ女工などの不熟練労働者の組合、および③炭鉱労働者さらに鉄道従業員などに代表される非熟練労働者の組合であつて、これらが、それぞれ独自の労使関係を持ち、TUCおよび労働党および社会主義運動との関係において、さまざまな反応を示すことに注意しなければならない。まず、③のグループの組合は、old unionism としての craft union と new union との中間的形態、すなわち、①と②の間にあつて、そのどちらともつかない組織原則によって支配されていたことが印象的である⁽³⁶⁾。また、①の closed-shop unionism にたいして、②は open-shop unionism を原則とするものであり、この open unionism は、すでに、織物工、製靴工 (Boot and Shoe Operatives) や鉄道従業員および炭坑夫、主として②に属する労働者によってとられた政策であつた。新組合主義は、このような原則に立つて、水夫、ドック労働者、ガス工、化学労働者および運輸労働者のみならず、熟練労働者だけが組織されていた産業における不熟練労働者を組織し、ここに一般組合 (General Union) という新しい組織形態を生み出したのであつて、そのもっとも有名なものは、全国水夫および火夫組合 (National Sailors' and Firemen's Union)、ガス労働者および一般組合 (Gasworkers' and General Labourers' Union)、タイン河畔および全国労働者組合 (Tynside and

注(35) 機械業における仕事の分化、それは仕事の特殊な範囲における特別な道具の発展、そしてさらに、以前には、ひとり熟練労働者によってなされた仕事の仕上工 (fitter)、旋盤工 (turner)、鍛冶工 (smith) および木型工 (patternmaker) への分化とこれへの機械工の配置の結果として、技術的变化と失業によって影響をうける各職種において、仕事の領域をめぐって争いがおこり、いわゆる「仕事の境界紛争」(demarcation dispute) が激化せざるをえない。この紛争は、熟練労働者と不熟練労働者 (less skilled worker) との間の衝突と、いまひとつは異なつた熟練職種間の闘争である (J. B. Jefferys, *The Story of Engineers, 1800-1945, 1946, p. 103.*)。なお、この問題については、徳永重良「イギリス賃労働史の研究」(1967年、法政大学出版局)第3章以下をみよ。Tom Mann は、機械産業のみならず、造船業をはじめ、あらゆる熟練職種の間におこるこのような矛盾の解決のために、法定8時間労働制の問題に関心をもち、機械工として、S D Fの運動に参加し、新組合運動に指導的な役割を果たすのである (Tom Mann, *Memoirs, pp. 59ff. Dona Torr, Tom Mann and His Times, Vol. I. (1856-1890), London, 1956, pp. 210ff.*)

(36) H. A. Clegg, *General Union in a Changing Society, A Short History of the National Union of General and Municipal Workers, 1889-1964, 1964, pp. 4-5.*

National Labourers' Union), のちに全国合同労働同盟 (National Amalgamated Union of Labour), ドック・波止場、河岸および一般組合 (Dock, Wharf, Riverside and General Labourers' Union)——ただし、ロンドンのドック労働者——および全国ドック労働者組合 (National Union of Dock Labourers)——ただし、Liverpool を中心とする——などであって、これこそ、社会主義運動に密接に結びついた一般組合であった。

このような一般組合への社会主義的イデオロギーの浸透、炭坑労働者および鉄道従業員における自由党および労働党のイデオロギーとの競合関係、TUCに結集するクラフト・ユニオン、この3つの勢力の複雑な均衡関係とこれに対峙する独占資本との緊張の上に、一方における労働者政党としてのイギリス労働党が成立し、独占資本主義段階に特有な労使関係が展開したのであった。まず第1に、新組合運動にたいする社会主義、とくにマルクス主義の影響、その理論や政策、組織構造および労使関係の形成とどのような関連をもっていたかはきわめて興味ある問題である。結論的にいうならば、マルクス主義の理論的影響は、ハインドマン (H. M. Hyndman), イリーナ・マルクス (Eleanor Marx) およびエドワード・エイヴリング (Edward Aveling) のような指導者は、新組合運動にたいして、かなりの影響力をもっていたけれども、それほど目立ったものではなく、のちにマルクス主義に改宗し、あるいはこれを批判的に摂取したとはいえ、トム・マン (Tom Mann) やジョン・バーズ (John Burns), あるいはウィルソン (Havelock Wilson) は当時まだ自由=労働派の影響下にあり、多くの場合、新組合主義者は、旧組合主義の 'Libs-Labs' から支援と支持をえたのであった。ドック労働者の組合とともに、その後、1924年に結成されて一般組合の典型となった「全国一般および都市労働者組合」(National Union of General and Municipal Workers) および「ガス労働者および全国労働合同組合」(Gasworkers and the National Amalgamated Union of Labour) は、ひとしく、1889年のドック・ストライキを頂点とする新組合運動の潮流のなかで生まれたことは事実であるが、1910年以後になるとたんにマルクス主義の指導性のみでなく、さまざまなイデオロギーの影響をうけるようになる。そこでこの時期のガス労働者の運動を通じて、一般組合の理論および本質について、さらに深く追求することにして。

注(37) 新組合主義運動にたいするマルクス主義の影響をどのように評価するかはむずかしい問題である。Dona Torr のようなマルクス主義者はこれを強調するけれども、労使関係論の研究で多くの業績を残した Clegg はあまり評価しない。筆者はこの両者に批判的で、マルクス主義は、思想としては、Hyndman や Aveling および Eleanor 夫妻の悲劇的運命を暗示するように、イギリス労働者階級にうけ入れられなかったとはいえ、general union の運動の発展には、きわめて重大な役割を果たしたと考える。それは何よりも、一般組合の運動のモチーフが、最低賃金制および法定8時間労働制に求められるからであり、この2つの問題は、すでにマルクスが、第1インターナショナルにおいて提起した問題であったからである。なお、イギリス労働運動とマルクス主義との関係については、都築忠七教授のすぐれた2著 (Chushichi Tsuzuki, H. M. Hyndman and British Socialism, 1961, Oxford, The Life of Eleanor Marx, 1855-1898, A Socialist Tragedy, Oxford, 1967. を参照。Hobsbawm の2つの論文「ハインドマンと社会民主連盟」および「マルクス博士とヴィクトリア時代の批評家」も有益である。そのほか伝記として、H. M. Hyndman, The Record of an Adventurous Life, 1911, London, F. J. Gould, Hyndman, Prophet of Socialism (1842-1921) 1928 もまた重要である。

すでに指摘したように、19世紀末期から20世紀初頭にかけての新組合運動は、1889年から92年にかけての爆発的な躍進の時期につづいて、1892年から1910年に至る一般的な停滞、しかしその後に来る飛躍的な前進の時代ともいべき1910年から14年までの時期を記録する。このような昂揚と沈滞の局面の交替現象は、新組合運動そのものを規定する2つの要因によって左右されたのであって、そのひとつは、長期にわたる産業組織上の変化であり、いまひとつは景気循環である。新組合運動が飛躍的な前進を示した初期の段階が、好景気に恵まれていたのと表裏の関係において、1892年以後の運動は、不況の深刻化によって、資本家の反撃が強まり、新組合運動はむしろ後退を余儀なくされたのであった。⁽³⁸⁾ この時期におけるガス労働者の組合の動向は、まことに一般組合の運動としての苦悩を代表しているかのようである。

新組合運動の中核を形成していたガス労働者は、必ずしも低賃金労働者というわけではなく、むしろ1860年代以後の30年間は、例外的に保護された産業であったといわれる。⁽³⁹⁾ この時期のガス事業は、経営形態として2つの類型が考えられた。⁽⁴⁰⁾ ひとつは、ロンドンのような大都市にみられるように、「ガス燈およびコークス会社」(Gas Light and Coke Company) および「サウス・メトロポリタン会社」のような独占的な大ガス会社が、ロンドン市と契約してガスを供給するという場合であり、他は、地方自治体が、独占的にガス事業を経営する場合である。従ってロンドンのガス工と地方諸都市の労働者では、雇用主が前者が独占的大資本であり、後者が地方自治体であることにより、労働条件の面で多少の差異がみられたことはあるが、労働政策の面では共通したものであり、産業構造の変化にともなう労働市場の変貌と景気循環の関連のなかで、資本の目指す意図は、(1)新組合運動の破壊——ストライキ破りの導入および(2)労働条件のきり下げ、すなわち8時間労働制の廃止、2交替制の復活にかけられていた。1889年まではガス労働者は2交替、1日12時間労働、従って週72時間で、一般産業の状況が、たとえば建築業では、1日9時間ないし9時間半であったのに比べるとやや長いのであるが、それだけに高賃金をえていた。しかし1880年代に、技術の改善がはかられ、給炭の機械化、発電機および蓄熱機による燃焼の採用が増大し、ガス工、とくに火夫は、これによって重大な変化を被ることとなった。この合理化によって、今迄、正規の熱量維持の火夫の経験および熟練にたいする依存度を弱めることとなり、⁽⁴¹⁾ その効果は、一方において、3

注(38) H. A. Clegg, Alan Fox and A. F. Thompson, A History of British Trade Unions since 1889, Vol. I, 1889-1910, 1889, pp. 126ff.

(39) 「かれらが、1889年よりまえに、恒久的組織化に成功しなかったのは何故か。かれらが高賃金をうけていたことは真実である。1交替5シリング前後は、1880年代においては、けっしてわるい額ではなかった」(Hobsbawm, Labouring Men, p. 161, 邦訳147頁)。

(40) Ibid., p. 159, 邦訳144頁。

(41) Ibid., pp. 160-161, 邦訳147頁。

交替8時間労働制の導入を可能にするとともに、他方、経営者は、熟練度の低い一般労働者を大量に雇用することによって、コストを低くしようとする衝動にかられることとなる。新組合運動は、たしかに8時間労働制と最低限の仕事の保証および最低賃金の要求を貫徹したという点では、疑いもなく「労働者階級の勝利」ではあったけれども、そのような条件をもたらしたのとして、好況の到来と技術革新の進展の複合的作用があり、こうした有利な状況のなかで、その「勝利」がもたらされたものであることも銘記すべきであろう。⁽⁴²⁾従って一度、不況が到来し、設備投資および技術革新への意欲がにぶれば、合理化、すなわちあたえられたものが再び奪われるというきびしい状況が出現することによって、労働運動の危機がおとずれるし、そして攻撃の鋒先は何よりも新組合運動自体の内部的欠陥および政策上の矛盾に集中することは当然である。

1889年、ガス灯およびコークス会社およびサウス・メトロポリタン会社を含む主要なロンドンのガス会社が、1日8時間、3交替制を譲歩することによって獲得された勝利は、ウィル・ソーン(Wil Thorne)の努力によるところきわめて大きかったが、これによってイングランドおよびアイルランドの各地に組合の支部がつけられたのみならず、各地の低賃金労働者の間に組合をつくりあげる誘因となり、⁽⁴³⁾このようなガス工の目ざましい活躍が、資本家に脅威と感じられるようになり、決定的な反撃が準備されたのであった。問題は2つに分かれる。ひとつは労働力統轄をめぐる組合と経営者の対立であり、つぎには利潤分配制度をめぐる賃金問題である。⁽⁴⁴⁾

季節的変動の大きいガス産業では、冬の労働力は、夏の期間のその倍であったといわれ、徹底した労働政策のとられたサウス・メトロポリタン会社では、冬季は夏季の20パーセントから25パーセント多くの労働者が雇用され、その臨時雇用は、失業給炭夫のプールから補充されたのであった。⁽⁴⁵⁾ガス労働者がもっともおそれたのは、こうした季節労働者がストライキ破りに利用されることであり、また一方において、組合からの脱落分子がそうしたプールを形成することであった。そこで、組合は、組合証がなければ、職につくことは許されないというclosed-shop制をとることを主張したのであるが、その政策は、組合員と非組合員とを明確に区別するものであり、非組合員を組合員と無差別に、同一の職場で就労させようとする資本の政策とは根本的に対立するものであった。⁽⁴⁶⁾また利潤分配制度は、サウス・メトロポリタン・ガス会社のリヴェスイ(George Livesey)が、労働者を買収しようとして、提案したものであったが、要するに、これによれば、利潤分配の名におい

注(42) Clegg, *ibid.*, pp. 11-12.

(43) アイルランドにまで支部が拡大したことの意味は重要である。1910年代の産業上の大不安は、アイルランドの港湾および運輸労働者をまき込み、そのために、一般労働組合としてのガス工の組合の戦闘性を強めることとなったのである。

(44) Clegg, *ibid.*, p. 13.

(45) 「おおくの給炭夫は、職業の規則的、季節的転換をしめた。冬にはガス工、夏には煉瓦工場というのが唯一のものではなかったとはいえ、もっとも通常で、かれらはこうして、じゅうぶんな〔生活保障〕をうけていた。だが、季節性は、効果的な交渉のみこみを弱めた」(Hobsbawm, *ibid.*, p. 162. 邦訳148頁。)ガス工組合が、一般組合になることの必然性は、以上のような季節性と労働力の雇用の状況の特異性にあったのである。

(46) Clegg, *ibid.*, p. 14.

て、経営の政策の中に労働組合を包摂しようとするものであって、1875年の共謀および財産保護条令が、ガス労働者が告示期間なくしてストライキに入った場合、刑法上の犯罪として問われたことに示唆をえて、年契約によって、ストライキの意図を予告することを1年間の契約として結ばせることを意図したものであり、これによって、ストライキ破りの導入を容易にしようすることを意図したものである。⁽⁴⁷⁾かくして1891年頃になると、問題の焦点は、ロンドンにおいては、ガス工組合とサウス・メトロポリタン会社、地方においては市当局とガス工組合との間に、組合員のガス労働者のグループに非組合員の労働者を共働させようとする資本の攻勢とこれに反対する組合の運動とが、全英国にたかまったのであって、とくに船舶連盟(Shipping Federation)のような資本家団体の動きにみられるように、一般組合にたいする攻撃は、組合員を非組合員と同等の立場におこうとする熾烈な意図となってあらわれ、一般組合の労働者の働く産業に支配的にみられる状況となったのである。このような状況のなかで、8時間労働制と協約による最低賃金を守り抜くためには、さしあたり、つぎの2つの方法が検討されなければならなかった。まず第1に、1889年以後の状況の変化にあわせて、その戦術にある程度の修正を加えることであり、第2に、一般組合の典型としてのガス工組合の構造をより強固なものとして発展させることであった。第1の問題については具体的には、ストライキ第1主義を修正して、調停制度の活用および団体交渉制度の確立という戦術をとり入れたことであった。また第2の問題についていえば、ガス工のみならず、他のいくつかの一般組合との共同闘争にかかわることである。ガス工の組合は明らかに社会主義者ウィル・ソーンによって指導されていたが、ドック労働者と同様に、社会主義の影響を評価することは困難である。その構造はともかく、他の一般組合にたいして開かれたる組織としての意義をもっていたことは事実であり、新組合運動の歴史的意義は、その後の社会主義運動の一層の前進と「全国合同労働組合」(National Amalgamated Union of Labour)をはじめとする他の一般組合との関連のなかで明らかにされるであろう。ここでは結論的に、この2大一般組合が既成のクラフト・ユニオンとその代表機関としてのTUCにたいして深刻な影響を及ぼした点については、8時間労働制を、労働組合によってであれ、立法によってではあれ、要求することをTUCが決議したことである。

労働党の成立にたいして新組合運動はどのような役割を担ったのであろうか。その運動とこれを支える社会主義——マルクス主義——は、ついに主流たりえなかった。労働党を成立させた起動力が、たしかに新組合主義と社会主義運動であったことは疑いえない。しかし一般組合の運動は野党的批判の立場にとどまり、労働党形成の主導的勢力となったものこそ、ドック労働者やガス労働者とは異なる鉄道従業員の組合や炭坑労働組合およびその支柱としての独立労働党であり、TUCとそのイデオロギーとしての「自由=労働」の思想であったといえることができる。起動的な力であり

注(47) Clegg, Fox and Thompson, p. 67.

(48) *Ibid.*, pp. 73-74.

えた一般組合の運動とそのイデオロギーが、何故に、その主体的勢力となりえなかったのか、イギリス労働運動史におけるひとつの興味ある問題が提起されるであろう(未完)。

主成分分析の地理学的応用

— 都市化による地域区分 —

高橋潤二郎

1. はじめに

最近の地域開発政策の進展、地域経済分析方法の発展とともに、中央官庁、地方自治体さらに大学をはじめとするさまざまな調査研究諸機関がそれぞれ独自の地域区分を設定し、それにもとづいて作業をすすめるようになったが、これら地域区分に共通にみられる一つの特色は、それがいわゆる「形式地域」、ブードヴィユによって「計画地域」planning region として規定された性格を多分にもっていることである。たとえば、新全国総合開発計画は、日本全土にわたって、七つのブロックと三つの地帯を設定しているが、これらが、たとえ機能性ないし同質性原理を考慮して、区割されたものであるにせよ、本質的に開発を目的として設定された計画地域であることには変わりはない。これと同様に、経済企画庁をはじめ、いくつかの研究機関が試みている我国経済に関する地域計量モデルにおける地域区分も、シミュレーションを通じて日本全土にわたる経済循環の実態を把握し、将来の動向を予測するために設定されたものではあるが、研究の最終結果というよりは、むしろ、研究を行なうための作業仮設的な地域区分であり、したがって、一種の形式地域だといってよいだろう。

このような最近の動向は、しかし、一方における「実質地域」としての地域概念の重要性を否定するものではない。むしろ、このタイプの地域区分、すなわち、経済諸現象の空間的分布と相互関係の実態を可能なかぎり正確かつアップトゥデートなかたちで把握し、これにもとづいて、地域の設定を試みる、いわば、地域(区分)そのものを最終結果としてもつような研究の意義は、以前にもまして重要なものとなりつつあると思われる。

研究の成果として見出だされた実質地域が果してそのまま具体的な地域開発政策における計画地域として採用され得るか否か、又地域経済計量モデルの中に組み入れられるべきものか否か、これはあらためて議論すべき余地のあるところであるが、少くとも、これら形式地域の設定にあたっては、実質地域の存在を十分考慮することが必要であり、望ましいことは否定し難いところであろう。こ